調査・研究ノート

農協の営農指導事業と中山間地域農業の担い手育成

一．はじめに

中山間地域の多くでは、高齢化や労働力不足から、耕作放棄の拡大や経営耕地面積の縮小が続いている。小規模な農家が農業経営をやめたとき、残った農家がまがりなりにもそうした小規模農家から放出される農地を集約して規模拡大を続けている平野部と異なり、中山間地域では農業生産基盤の絶対的な縮小が進んでいるのである。

こうした状況を改善するために一昨年度から始まったのが、中山間地域等直接支払制度である。しかしこの制度も、高齢化が一定以上進んだ条件の悪い地域では、農家に受け入れられない地域も多く、十分な効果を期待するのが難しいというのが現状である。

一方農協は、その目的を「農業生産力の増進及び農業者の経済的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与すること」としている（農協法第一条）。地域農業の牽引役として、衰退が続く中山間地域農業の活性化と担い手育成において農協に期待される役割は大きいといわなければならない。昨年の六月には農協法の改正により、農協が行うことができる第一の事業として営農指導事業（農業の経営および技術の向上に関する指導）が据えられた。もちろんこれは営農指導事業が、農協が最も力をいれるべきそして必ず行うべき事業だということを意味している訳ではない。実際、現在でも一割弱の農協には営農指導事業を行う営農指導員がいないのである。

にもかかわらず、この法律改正の背景には、農家の世代交代や経済のグローバル化等によって農業をめぐる環境が大きく変わっている中で、地域農業の維持・活性化による組合員の地位向上という農協への大きな期待が存在することは間違いないといえよう。

そこで本稿においては、農協の営農指導とはどういうものであるかを整理し、中山間地域の農業の発展と担い手育成におけるその役割と可能性について論じてみたい。

二．農協の営農指導事業

①　営農指導事業とは

農協の営農指導事業とは、全中の教科書によると「組合員の営農と地域農業の推進を指導し、その改善を図る」事業であり、具体的には次のようなものである。

ア．組合員の営農に関する技術および経営の改善向上をはかるために教育指導を行う。

イ．地域営農振興計画をたてるとともに、それに即応した個々の農家の営農設計を指導する。

ウ．主要な生産手段である土地条件を集団的に整備する。

エ．生産者を作目ごとに組織化して栽培・飼育についての技術・知識を交換し、組合員の営農技術と経営者能力を高める。

オ．品質統一のために優良品種の導入を行い、栽培・飼育基準などを統一する。

カ．適地適作による大量生産体制をつくり産地を形成する。

キ．農業後継者の育成をはじめ、農業・農村の担い手を育成確保する。

ク．快適なわがむら・まちづくりの策定など豊かな村づくりの援助指導をする。

このように、農協の営農指導事業は、単に農家の技術・経営指導だけでなく、農業の担い手育成や快適な地域作りをも視野に入れた幅の広い事業であることがわかるであろう。

②　農協の営農指導員の配置

現在、全国には約一万六千人、一組合当たり一一人の営農指導員がいる。それは農協職員の六・〇％にあたる（表一）。しかし、営農指導事業には一般に少額の賦課金や補助金以外に収益がないため、農協にとって

不採算部門であり、その事業を拡大していくには財政的な制約が大きい。営農指導員もフルに営農指導事業に携わっているわけではなく、販売事業や利用事業、倉庫事業など、他の事業に多くの力を割かざるを得ないのである。

また、営農指導事業の中には生産部会の事務局としての仕事や行政対応、補助事業、生産調整など本来の営農指導事業とは異なる仕事が多く含まれているのも実態である（表二）。

三．中山間地域の担い手育成と営農指導事業

中山間地域から農業が衰退しているのは、主に圃場が小区画であることなどによる条件不利性のためである。しかし、紀州梅の産地である和歌山県田辺市のように、ブランド化された優良作物があれば、こうした地形上の不利性は必ずしも農業経営上の不利性を生まず、農地の荒廃も起こらないし若い後継者も育つのである。そこで、中山間地域の担い手育成にとって一つの重要な方向性は、競争力のある高付加価値の農産物を地域に普及することであろう。そのためには、適地適作による優良農産物を見出し、生産・販売体制を作り上げるという農協の営農指導事業に期待される役割は大きいといわなければならない。

しかし、日本の中山間地域すべてにおいてこうした高付加価値型の農業展開は残念ながら期待できない。むしろ、高付加価値型の農業が展開できる中山間地域は少数派であろう。高付加価値型の農業が展開できない地域においては、中山間地域等直接支払制度などの支援を受けながら、高齢者などによる少量多品目の小規模生産組織を指導して、少しでも地域農業の維持・活性化につなげていくことも、営農指導事業の重要な役割であろう。こうした試みは、例えば群馬県の甘楽富岡農協の取組みなどが有名であるが、各地の農協で行われている農協による直売所の設置などもささやかながら、地域農業維持・活性化のために有効であろう。

四．おわりに

日本農業の危機感が高まっているこの時期に、農協法が改正され、営農指導事業が農協の行える第一の事業として位置付けられたことには大きな意味があると考えられる。特に中山間地域は農業衰退の局面にすでに直面しており、営農指導事業の力の発揮が期待されている。

しかし、営農指導事業は農協経営にとって不採算部門であり、経営への影響を無視した事業の拡大は困難であることは確かである。とはいうものの、農協の出資者である組合員の多くは営農指導事業の更なる充実を求めており、かつ営農指導事業の充実を通じた農協組織力の向上・活性化が、経済事業だけでなく、信用や共済など他の事業にもプラスの波及効果をもつという側面もあり、単純に赤字部門だから営農指導事業を縮小するという考えは間違っているといえよう。農協は何のために存在しているのか、ということから考え、他部門への波及効果を視野に入れた営農指導事業の充実がこれからの農協に求められているのではないだろうか。

（須田敏彦）

表１　農協の営農指導員の配置（2000年）

調査組合数（組合）	1,424
営農指導員数（人）	16,216
１組合当たり営農指導員数（人）	11.4
未設置組合比率（%）	8.7
営農指導員１人当たりの正組合員数（人）	324
職員数に対する営農指導員の割合（%）	6.0

資料　農林省『総合農協統計表』

表２　Ｓ農協の営農指導関係職員の職務内容　（人）

統括管理		3.7
指導		42.2
	営農企画	(5.9)
	行政対応	(4.4)
	生産調整	(4.0)
	補助事業	(5.9)
	個別技術指導	(5.8)
	個別経営指導	(1.6)
	集団技術指導	(4.5)
	集団経営指導	(0.9)
	部会事務局	(9.0)
	農用地利用	(0.2)
販売		31.8
倉庫		8.1
加工		3.0
利用		15.7
その他		5.5
合計		110.0

資料　Ｓ農協資料